

9. 政府調査団派遣関係(政府)

RA'-0625

0040

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

附全とのこと。
 3. 奄美群島の返還交渉に関する対米接衝に際し
 又は返還実現後におき、対米交渉を必要と
 する事項があるものと推察されること、
 調査団に相当する職員を加え、対米交渉
 を要する事項の事実態を把握せしめること。

外務省

0099

上米政府指定の機関
 と直接連絡を行うこと、
 過去の限り、調査団に対し引送に必要なる資料を
 提供することに関する米側から了解を得るは
 なること。
 2. 調査団の任務は引送に必要なる事項に關し、米
 内政庁と交渉し、及び現地調査（を行うこと
 ありまるとし、米内政庁との間に引送に必要なる
 資料を供給する権利

外務省

0098

RA'-0625

0042

かつて米民政府側は勿論のこと、琉球政府、奄美支庁、当局及び米側の指定する機関と直接連絡折衝すること並びに米民政府側は調査団に対し、引継に際し処理すべき事項に關する必要資料を能う限り提供することに付、米側の事前の了解を取り付けおくことと致したい。
 なお別送の調査団の任務に關しては、返還に關する日米間の取極が未だ行われない前に派遣することあるため、その民

外務省

0101

奄美群島の返還受入準備の目的の調査団派遣に關する件
 奄美群島の返還受入準備の目的の調査団に關しては、關係各省存におき人選その他諸準備の進められ、近く沖縄及び奄美群島に派遣することとなるか、右に關し予の米大使館側と話合ひを済ませ取りあはせ遣り、必要と思ひ、特に調査団が現地に

外務省

アジ局
 28. 8. 19
 第一課

28. 8. 20 0100

8/19
 米大使館
 レンハート
 問題
 官
 官
 官

第一課長
 第五課長

解除
第11回公開

アジア局長 第五課長
 沖繩及び奄美大島群島への政府調査団派遣に関する件
 アジア局 オ五課
 昭三十八ハニ四
 本件に関する計画の具体化と、人選も終了し、別添非公表
 メモを本日午後、米大使館コンロイ理事官に手交し、米側の了解を
 得る旨を述べたところ、コ次は極東軍当局とも連絡の上、急返
 事とするのであつた。なお本件に関連し、
 コ次の意見としては、日本政府の代表が奄美群島に赴く人

外務省

アジア局
28. 8. 25
第一課

22. 9. 25

0103

政府との接触は返還に伴い処理すべき問題矣を具体的に
 明らかにする。限度に止むべきものであり、処理すべき問題に關
 する交渉取極は行中をいふこととした。

外務省

0102

RA'-0625



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

口、土地、建物等の実情を調べるとは必ずと認め、日本政府
代表の民政府から得ようとする資料、情報は命令の方から提供
し得るかをみることを考へる。

ハ、沖縄と奄美大島との交通は不便であるを、沖縄を至由して

奄美群島へ行く計画としては二週間の日程は短くはなからう

カ。

ニ、本件調査を終了し、以前に奄美群島返還に関する話

外務省

0104

合を米大使館と外務省との間に開始する事は出来ぬといふので

るがそのついでに質問があるが、右に對しては、本件調査は日本側

の国内措置を行ふためのものではあり、右調査結果を待たずと

も日米間の話合は開始し得るかをみるとの私見を述べてお

いた。

外務省

0105

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0625

0045

Mr. Conroy 中 2 Aug. 24 53

Dispatch of Government Officials to Okinawa
and Amami Gunto

With a view to expediting smooth transfer of jurisdiction over the Amami Gunto, the Japanese Government wishes to dispatch its officials to Okinawa and the Amami Gunto at the earliest possible date, for the purpose of acquainting themselves with various problems that might be involved in the transfer of jurisdiction. The following is a rough plan for this purpose:

- (1) Officials to be dispatched:
About 10 officials representing various Ministries and Government agencies concerned.
- (2) Schedule:
About two weeks visiting Okinawa and the Amami Gunto.
- (3) Purpose of dispatch:
 - (a) To contact the USCAR authorities for familiarizing themselves with the problems involved.
 - (b) To obtain first-hand information on the existing laws and regulations, governmental organisations and establishments etc. on the Amami Gunto.

It

0106

- 2 -

It is requested, therefore, that the Embassy be good enough to use its good offices to see that necessary entry clearance be given to that investigation team when applied, and that they be allowed to contact not only the USCAR authorities but also the officials of its Amami Branch, Ryukyu Governments and other agencies, and also to be furnished with relevant data and information necessary for smooth transfer of the jurisdiction over the Amami Gunto.

0107

RA'-0625

0045

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

次
下
長

調査(国々一班に口当り有る事) 左記の者を (二週間の予定)	意見の打診しておくことか 必要と認めらるれば、別紙に	その把握しておくこと同時、右事項に關する現況及政府の	返還實現後におき、対平文の要する事項の實現の	大東洋島返還に關する日本側の把握をきかすに際し、及	沖繩島、奄美大島、琉球諸島の政府調査団に參加の件。
-----------------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------	---------------------------	---------------------------

アジア局長
第五課長

0109

外務省

Officials dispatched to Okinawa and Amami Gunto

- | | |
|--------------------------------|---|
| Mr. Michinori Ishii | Chief, Nampo Liaison Bureau. |
| Mr. Mitsuru Machida | Legislative Bureau, Cabinet |
| Mr. Kiyomichi Akawa | Chief, Second Section, Civil
Affaire Bureau, Ministry of
Justice. |
| Mr. Yoshinobu Shiono | Councillor, Criminal Affairs
Bureau, Ministry of Justice. |
| Mr. Naoji Nishimura | Chief, Archives & Document
Section, Minister's Secretariat,
Ministry of Postal Service. |
| Mr. Kazuhira Kaneko | Financial Researcher, Ministry
of Finance. |
| Mr. Yosaji Kobayashi | Chief, Administrative Division
Autonomy Agency. |
| Mr. Seiken Sasaki | Fifth Section, Asian Affairs
Bureau, Ministry of Foreign
Affairs. |
| Mr. Mitsu Toyonaga | Chief, Accounting Section,
Food Agency. |
| Mr. Toshiji Odawara | Statistics Investigation Division,
Statistics Bureau, Prime Minister's
Office. |

0108

RA'-0625

0047

各官の団長
としは得七
各官は得七

査美群島運送身務引継の目的の派遣調査団各官序列内訳	
第一次	第二次
法制局 一名	法務省 二名
法務省 二名	総務局 一名
外務省 一名	大蔵省 一名
大蔵省 一名	郵政省 一名
郵政省 一名	運輸省 一名
自治庁 一名	農林省 一名
前方連絡 事務局 一名	国防警備 庁 七名
計 八名	鹿児島県 庁 一名
	鹿児島県 庁 一名
	計 二名

外務省

0111

ちんていめん
記
五五五五
外務事務官
佐々木正賢
なお、左費については、各官負担の運前である。
作
外務省

外務省

0110

RA'-0625

0048

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

除
第11回公開

百
陸

アミゴ局長ト第五課長
 本島群島一ノ調査団の派遣に關する件
 (昭二八・八・三十一)
 本島群島の位置ニ入に必要の國內措置を講ずる
 準備として調査団の派遣(沖縄に渡り米民政府から引越
 には必要の資料を得且つ引越に關する米民政府側の意見と聴
 取し本島群島に行き現地の事情と調査しようとする
 予一班と直接本島群島に渡り現地の事情のみを

外務省

29 0-2 0113

第一班派遣団構成員調 (二八・八・二四)
 総理府 南方連絡事務局長 石井通則
 法制局 参事官 所田 亮
 法務省 民身局才二課長 阿川有道
 刑事局 参事官 塩野直慶
 大蔵省 財務調査官 金子一平
 郵政省 官才文書課長 西村尚祐
 自衛隊 行政部長 小林與三次
 (統計局 調査部長 小田原登太郎)
 外務省 了り了り才五課 佐々木正爾

外務省

0112

RA'-0625

0049

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

調査する第一班とに分つ計画があるに因り、第一班
 はつては何等異存なく、第一班にのみは現任米民政府の
 準備が未だ整へざるを以て、今暫く待たれたる米側の
 意向あり、本件調査団派遣計画を再検討して、
 三十一日、石井局長、吉田外相はアムステルダムを
 南方運送事務局長(カ)宛り、協定の意見の概ねを
 あり、有に閣下はさきに於て之を異論なきものと認
 めらる。

南方運送事務局長宛

外務省

0114

第一班及び第二班の合同は九月十日前後海上保安
 庁の船舶により、鹿児島より直接奄美大島の海へ
 一週間の予定で奄美群島の実情調査を實施
 する。
 右の如き第一班に属する三四名(南方運送事務局長
 長を含む)が大島より即ち朝日丸、即ち朝日丸政府
 南方運送事務局長と協議打合を行ひ、出来る限り

外務省

0115

RA'-0625

0050

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

日本側ヲサシテ

同様に三日日滞在上の必要を調査せしむ。

三、大島、鹿島、延邊に閣内、現地米民政府と引建

細目附極 () 二とカキ要とナリ

に閣内、郵真が行われ、場合なら、政社代表者約四五名と

現地に派遣する(九月下旬以後に之と想定する)。

四、鹿児島縣知事、日米間に延邊に閣内、如松

カキ付、後、奄美大島及び神島を訪問し、現地

米民政府に接触せしむ(十月末頃と想定する)。

外務省

0116

五、引建の後、政社代表(大臣級)を奄美
大島に派遣する(十月初めと想定する)。

以上

但不、本件に關しは、今週、閣内會議ヲ行フ

内閣官房副長官カ、卷言カ、事ト、由。

外務省

0117

除
第11回公開

秘

茶の島長
第二課長
第三課長
⑥

アジヤ局長
第一課長
第五課長

出張報告

一 出張先

アムステルダム 外務省参事官 結木正晴

二 出張先

奄美大島 及び 沖縄

三日 日程

九月十日 東京発

十一日 鹿屋島の発

十三日 名瀬着

二十日 名瀬発

二十五日 沖縄 那覇着

三十日 那覇発 東京着

外務省

アジヤ局長
28. 10. 1
第一課

アジヤ局長
28. 9. 29
第一課

0118

一 奄美群島に関する事項

奄美群島返還に関する声明書 現地に於て

琉球政府奄美地方庁長 沖野友系を会長とする

奄美大島日本復帰対策委員会が設置され 同群

島復帰に伴う住民の要領事項を取りまとめた共同

民政所及び琉球政府に於ては既に要領事項の提出されて

あり(別添紙及び別添紙参照)。

外務省

0119

RA'-0625

0052

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

政府調査団に對するは 同時に作製された 別添の
 要領書が提出され 群島の行政及司法機構、經
 済の現状の現況 ^{並に} 復旧の要領書に關しての
 要領事項の説明がなされた。
 奄美群島の経済的窮乏はその極に達しており 全島民
 が日本復興を唯一の望みとして 生きとせよといふ 今國の
 政府調査団を執 断的に派を流し 歓迎して事業に

外務省

0120

こと どうかうことである、復旧後の政府及び復興事業
 の施策に大きな期待がなされてゐる。 経済復興計画
 (本年二月琉球政府に提出その約四億)(別添(四)参照)
 及び教育復興計画(約五億)を中心とする 復興計画
 に対し 政府、視察の要領書が提出された。
 奄美群島の復興に關しては 住民の期待は勿論のこと、
 沖縄の住民も 非常な関心を示してあり、半國民政府

外務省

0121



日本政府の施策に対する沖縄修政の方向（復帰の
 積極化、表面化）を注視し、^{沖縄に}おける学校々舎
 復築を三ヶ年計画による行方と日本政府の意向が
 行つてゐる現状に於て、政府として日米大隈の力
 力をし且つ政策的にこれを行つた事があるものと考へられた。
 政府に対する客観的立場、直接関係、返還に關し
 日本と米國との間の問題となるべき主要事項は左記

外務省

0122

のとおりである。
 記
 一、返還の切換
 群島の流通と、日本票は本年三月末現化約
 一億三千五百万と推定され（別紙五参照）、その後、特に
 日米近における換金傾向が顕著なるため、増加に
 約一億五千万と推定される。右の切換に際しては、現行

外務省

0123

RA'-0625

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

カートにあり日本内三に計しBの一の割合にたをけられ
 且、印換時々みける金融事情の停止尋か生かす
 混雑を来たすなるいようの措置がとられるまうにこの要
 望がある。

二、南洋南洋の資金の配分

琉球南洋の資金約二千八百万トは軍への協力
 補給、貿易及びアトリスにより獲得されたとあり

外務省

0124

琉球全住民の所有を帰せしめたりとあるが、
 の日本復帰に際しては、右の二の資金と琉球にありし
 軍需品の発行高との差額約一千五百万トを人口
 比例にまき、群島に配分し、日本に移管すると群島の
 の復興に用いられたいとの要望がある。右に同じことは、
 この配分方法及び具体的計算方法並にこの
 配分に関する疑問がある。

外務省

0125

RA'-0625



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

三、債権債務

(1) かりきり物等の返済に付する者北

昭和三年から食糧、衣料、肥料、凶悪者共済

のかりきり物等の返済に付する者北、右に付する者北の約

五千九百五十円あり、右の約に付する者北の約

が三千七百円あり、その回収支払に付する者北の約

糧食社の半民政府から指令されたもの現状である。

外務省

0126

このうち未納の税金に付する債務が一切免除されたが、
行政に之肩のわりしをもち、兵隊の管理であったが、
既に支払済みのもの、何れにせよ、支払済み筋のもの
をえらぬ。

(2) 租税

琉球政府の未徴収の税は昭和十六年分約

五百七十八万四千四百七十七円計約

外務省

0127

八百四十万以内あり(別添を参照)。復債に伴い
 或は免除されると思惑甚しき、注民は納税
 意欲を失はざる。

(3) 郵政関係

郵政関係におおむね差引三千七百八十万以内の
 債権が残る(別添を参照)。

郵便貯蓄の一月末貸付額は一千五十九万

外務省

0128

内あり。貸却申付の旨不明なり。復債の際に
 する理物も琉球政府に返却すべき性質を有す
 あり。

(4) 琉球銀行関係

琉銀の支店は群島内に五ある。一般資金の
 融通を行う一方唯一の蓄積銀行となることと
 かりきり見返資金の貸付を行なう。

外務省

0129

RA'-0625



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

(イ) カリフォルニア見返資金
 (ロ) 借付金(同)

カリフォルニア見返資金の琉銀を適して住宅の
 店舗の建築、中々金事、先着満了等、先着金と
 三筆以上の長州銀行の行われたる一方、琉球
 政府予多井に補助金と流すこと。

謝島
 には、右カリフォルニア見返資金による補助金加算の
 知照を、今後、病院、裁判所、検察庁、及び江所

外務省

0131

琉銀の七月末の債権債務、概算の左のとおりである。
 カリフォルニア見返資金の借付金 一〇七、七四三、三二四円
 一般借付金 一、一九三、三六、九八七円
 預金 一四七、三六八、三〇五円

外務省

0130

RA'-0625



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

手加建築材の供給、琉球政府を以て一本に
 なるあり、加えて見込屋一室のみに割り当てること
 なる、建築上分別的あること。従て右諸
 建築材は琉球政府所有に属するあり、加えて
 見込屋一室の種及使わしむるが分るに現物に
 ある。米民政府の意思向ては、二枚の建物
 竹並屋の少の方向に引き廻るとのことあり。

外務省

0132

山梨氷所
 大馬車運
 米軍の建築材にあり、軍が抑下けをうけて、初氷所
 の一あり(六十四加付)、右に於ては四十余万円の未納とな
 ることあり。
 四、米洲所有に係る建築物
 米洲の所有する管理財産に關しては、調査することと
 持上るるに、経緯のあり(別添紙参照) 外務省

外務省

0133

RA'-0625

0059

により、電探施設、米民政府營美ケームの宿舎五棟、
 琉球政府營美地地方庁舎にある財産管理課の地二
 棟、一琉球文化会館（L.I.T.E.図書館の階とあり）、
 及心税関の建物は米例と所有となっており、その他
 各郵便局の無電機械、汁量器、金庫、その他敷居、
 装備（拳銃、警官手）がある。右のうち米例の
 直接使用のもの、今口は、最上級修復後、言方

外務省

0134

其の儘保留せられ、活用し合ふ要がある。
 五、中米方国又は社果有財産、
 中米方の国又は社果有土地、建物、森林等は、
 中米方の琉球政府諸機関に使用せられるもの以外、有
 限で使用と評され、そのうち（大蔵省による）現地
 調査中、使用料は五百七十万円加、財産管理課
 課に支払われている。

外務省

0135

RA'-0625



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

の意向を表明し、この旨をいふことである。

八、沖縄及び其島間の企業への投資。

琉球石油、琉球海運、琉球銀行、等の諸機関

に対し、群島住民の有する株式、出資金、持分等

は本人の希望により、いかなる資格も本人に返す

ようにしてもらうことゝの希望である。

九、沖縄及び其島間の航海、送金。
(奄美群)

外務省

0138

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

沖縄奄美群島間の人的物の輸送は戦前より

増して早急にならざるは、西支城間の海航に比しては

便宜の取扱(す)の証明書も悉く給せぬ(る)等、(か)行わ

ぬ(る)ことなど、沖縄からの送金年間約八千円日田が

引きつ(つ)き(の)航(くわ)とな(な)る(る)等(の)配(は)配(は)慮(り)され(ら)れ(る)こと(の)要(よう)望(ぼう)が(あ)り

た。

九、沖縄奄美群島間の航海

外務省

0139

RA'-0625

0062

大島、群島から仲屋へ移すもの物産中、特に
 与福、仲永、長新、長南等の中、豚等の家畜、木材
 等は、沖澤が唯一の移すものあり、これら産物の特色
 と内閣向不適当な関係から更に輸送費の増大の
 関係上、向島手続にあり、輸送費の増大は、
 とう望望がある。右に同じには、関係、及び関係あり、
 調査、大島、手続等とよく且、体系的な調査を
 研究する

外務省

0140

必要があるものと考へる。大島南部にある吉仁屋
 子海山の仲永、長新、長南に、税関、検査所等の設置
 尤右の長新、仲永、長南等の設置が必要である。

外務省

0141

RA'-0625



沖縄に關する事項

一 復讐運動

沖縄における復讐運動は、奄美群島における運動

とは別に行われ、叛賊委員会、行政委員会、五月五日会、婦人

会、P.T.A. 連合会、体育協会から構成される。沖縄

諸島祖国復讐期成会が中心となっており、政黨

及び社会工衆黨が積極的援助を予しき所。

外務省

0142

奄美群島は比島の建設の直接間接の恩

恵をうけて一般の事情と、任命の主席として

与當である民主黨及び^{その}共産黨の^{政治}を^{中心}として経済界

の復讐に關し、消極的援助を予し、東に南洋上

奄美群島の復讐運動に比すると幾分下火

感があるを考へらる。

しかしながら、一層其地經濟の恩恵を享受する者

外務省

0143

以上の熱烈に復讐の希望を有し、わし不承明
 に對して失望せしむるの希望を擧ぐるの現状に
 ある。前記復讐期成会は新増設の訂定して
 文化団体、経済団体、政治団体をもつたし、且つ皇室
 及び皇室の親屬をもつた。今下に入れば更に強かに
 復讐の運動を推せんとあり、他方社会大衆
 等は奄美群島返還に伴う立憲院議席。

外務省

0144

変化(奄美群島返還院)名の除かれ、民主黨
 大、社会大衆黨、人民黨、無所属(となる)
 により、その勢力が増大し立憲院に於ける復讐運動
 動も積極化するものと推察される。
 更に立憲院議席の改選の行われ、行政主席の
 選挙の実現し、社会大衆黨が勝利を占める
 こととすれば、復讐運動が一転とその勢を増すこと

外務省

0145

RA'-0625

0065

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0146

は疑なく、復帰運動の所があるときもその時期
を期待する現状である。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0066

野友

奄美 大島 日本 復 歸 對 策 委 員 會

會 長 沖 野 友

奄美 大島 復 歸 對 策 委 員 會 長 印

奄美大島の日本 復 歸 に 関 する 要 望 書

一九五三年八月二十五日

民 政 入

0147

RA'-0625

一九五三年八月二十五日

奄美大島日本復帰対策委員会

奄美地方廳長 沖野友榮

琉球民政府副長官

ダヴィッド・A・D・オグデン少将殿

奄美群島日本復帰に伴う緊急措置事項に関する陳情

奄美群島の日本復帰に關し、ここに公式に御挨拶を申し述べ、機会にめぐまれましたことは、小職の最も光榮とし、且つ慶びとすところであり、

八月八日ダレス米國務長官は奄美群島の日本復帰に關するアメリカ合衆國の意志として、日米兩國政府の手續が完了次第奄美群島を日本に還すことを宣明されました。このことは、過去八年間われわれ奄美群島住民が喝望してきた悲願に對する最高のおくりものであり、われわれ奄美群島住民の感激は到底筆舌に現わすことはできませんのであります。

顧れば太平洋戦争終結以來、われわれ奄美群島住民は、アメリカ合衆國の高邁なる世界平和建設の方針に賛同し、戦後の荒廢の中から今日あるを得たのであります。アメリカ國務長官の聲明以來、アメリカ合衆國に對する信頼と尊敬の念は愈々厚いものがあります。

貴官には御赴任以來、格別の御恩顧を蒙ります。何卒われわれ奄美群島住民のこの感激の情を本國政府へお取懸き下さると共に、群島の復歸が速かに実現されるよう、ここに復歸引継ぎに伴う群島住民の要望について第一層の御配慮を賜るよう謹んで懇請申し上げる次第であります。

要 望 事 項

一、一九五四年度予算に關する事項
1. 各種繼續事業並に補助事業が完全に実施されるよう措置を講じて貰いたい
2. 市町村財政交付金は引継ぎに伴う市町村財政の空白を補填する爲半額を繰上げ即時交付して貰いたい
3. 地方税制が未確立のため相當期間徵税不能が豫想されるので其の間の一時徵收が円滑に行はれるよう特別の措置を講じて貰いたい
5. 教育に關する問題
1. 奄美出身琉球大學生は本人の希望により日本の大學への轉校又は現狀のまま琉大に在學を認めるよう盡力されたい
2. 一般留學生に對する保護措置を講じてもらいたい

現在沖縄に在住している奄美群島出身者約五万名の身分に就いては其の居住と職業の自由を保證して貰いたい
四、奄美群島民の權益について
1. 全琉球の公益を目的として設立された左の機關に對して大島郡民の所有する株式、出資金並に持分等にして本人の希望あるものは公正なる價格で直ちに本人に返すよう琉球政府が幹施して貰いたい
2. 沖縄に居住する奄美群島民にして本人の希望するものは引續き其の資産、資本、企業を存続せしめて貰いたい

0148

0149

五、未拂ガリオア資料代金は一切免除されるよう格段の御配慮を願いたい

六、財政經濟産業關係

1. 運貨交換比率は現行爲替レートにより日本円三に對しB円一とすること

2. 琉球における債權債務も三割一として日本政府に肩がわりさせて貰いたい

3. 現行商業上の資金は奄美群島に配分し日本政府に移管の上奄美群島の復興に運用させて貰いたい

七、食糧対策

切替期に於ける食糧補給の万全を期せられたい

八、災害援助対策

早急並に風潮災害に對する緊急援助対策を講じてもらいたい

0149

衆議院
衆議院

一九五三年八月二十五日

奄美大島の日本復歸に関する要望書

奄美日本復歸對策委員会

会長 沖野友

栄

0150

奄美群島日本復歸に伴なう緊急措置事項に関する陳情

八月八日、米國務長官の聲明によつて奄美群島の日本復歸が確定的になつたことは、御同慶に堪えな
いところであります。しかし乍らこれまで苦樂を共にしてきた沖繩諸島以南の同胞に思いを致し、断ちかたきを
へるのであります。その後沖繩諸島以南に對する無託統治の放棄が明らかになつたことは、沖繩諸島以
南の復歸が時期の問題であるという確信を導くのであります。何れにしても奄美群島を含む琉球列島の日
本復歸がその線をはつきりしてきたことはわれらの欣快に過ぎるものではありません。われら奄美
群島は、いま復歸の具体對策に關心致しておりますが、これが近き將來にその日ある可き沖繩諸島以南の場
合のよきケースとなることをわれらはひたすらにねがひ、日米兩國の地元の要望には一段と留意致し
ている次第であります。奄美群島に對してこれまで貴官が寄せられた御好意に備へて群島の本土移管に
伴う万全の措置をあらためて御願ひ申し上げますと共に、差しあたり左記要項について格段の御配慮を賜ります
よう群島住民の總意を代表してここに陳情申し上げます。

要 望 事 項

1. 各種經營事業並に補助事業が完全に実施されるよう措置を講じて貰いたい
2. 市町村財政交付金は引續に伴なう市町村財政の空白を補填する爲半額を繰上げ即時交付して貰いたい
3. 地方税制が未確立のため相續期間徴税不能が豫想されるので其の間の一時期費が円滑に行はれるよう特別の措置を講じて貰いたい

二、行政整理について

1. 群島内政府機關の公務員並に教職員は今回の行政整理より除外し全員日本政府に引續いで貰いたい
2. 奄美群島出身者で沖繩群島以南に勤務する公務員並に教職員は本人の希望により特別の措置をして貰いたい

三、教育關係

1. 目下手續中の教職員の免許状の切替並に接濟の單位の認定を早急に処理して貰いたい
2. 奄美出身琉大學生は本人の希望により日本の大學への轉校又は現地の琉大に在學を認めようよう盡力されたい
3. 琉大大島分校を鹿児島大學の分校として切替えるよう盡力されたい
4. 一般留學生に對する保護措置を講じて貰いたい

四、資格並に免許に関する事項

現行法により申請中の各種資格並に事業免許は滞らすことなく処理して貰いたい

引續に伴い相當の經費を要するので特別の豫算措置を講ぜられ事務運営の

五、引續に伴い相當の經費を要するので特別の豫算措置を講ぜられ事務運営の

圓滑を圖られたい

現在沖繩に在任している奄美群島出身者約五万名の身分に就いては其の居

住と就業の自由を保証していただきたい

0151

RA'-0625

000000

支庁の対
琉球、
琉球海、
琉球、
琉球生命、
琉球

0152

④ 奄美群島の権益について

1. 全住民の公益を目的として設立されたる左の機関に對して大島郡民の有する株式、出資金並に持分

等にして本人の希望あるものは公正なる價格で直ちに本人に返すよう琉球政府が斡旋してもらいた

い 琉石、琉海、琉銀、琉水、琉農、琉球火災、琉球生命、琉水運、中央金庫、沖繩圖書

⑤ 沖繩に居住する奄美群島民にして本人の希望するものは引續き其の資産、資本、企業を存続せしめ

てもらいたい

⑥ 未拂のガリオア資材代金は一切免除されるよう格段の御配慮を願いたい

⑦ 財政經濟産業關係

1. 通貨交換比率は現行爲替レートのより日本円三に對しB四一とすること

2. 琉球に於ける債權債務も三對一として日本政府に肩がわりさせてもらいたい

3. 現行商業トク資金は奄美群島に配分し日本政府に移管の上奄美群島の復興に運用させてもらいたい

⑧ 食糧対策

切替期に於ける食糧補給の万全を期せられたい

⑨ 災害援助対策

早急並に風潮災害に對する緊急援助対策を講じて貰いたい。

0153

RA'-0625

0155

刺印

26

7

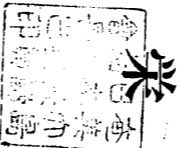
30/154 (三)

一九五三年八月二十五日

日本政府に對する要望書

奄美大島の日本復歸に関する要望書

奄美 日本復歸對策委員会
會長 沖野 友



0154

奄美群島二十余万住民の總意を代表して、ここに奄美群島の日本復歸に関し、御挨拶を申し述べる時期を得ましたことは、本職の最も光榮とし且つ慶びとするところであります。

八月八日ダレス米國務長官は奄美群島の日本復歸に関するアメリカ合衆國の意志として、日米兩國政府が手續完了次第奄美群島を日本に返還することを宣明しました。

このことは、われわれ奄美群島住民をよく日本國八千万國民にとつては、大東亞戰爭によつて失つた國權の回復であり、アメリカ合衆國にとつては、領土不可侵の國是を實踐するものであつて、國際社會の依りとするべき世界の平和と福祉を希求し、民族の殊序を保持しきたつたことは、世界の良識が認めるところであります。

幸にしてわれわれの悲願は、祖國八千万同胞の支持のもと、ここにダレス聲明となつて正しく報いられたのであります。われわれは今こそ祖國再建の方向に、その在るべき民族の位置を回復したのであります。

八ヶ年にわたる祖國分離の過去は今も思ひ出の過去となりました。八年前のわれわれと今日のわれわれとは最早も同じ尺度では割切れなものであるものであります。

われわれ奄美群島住民は、精神的には大きく自ら培うところがあつたことを公言して懼りません。それは民族の獨立と自由がいかにかに奪ひ去られたかといふ體驗による勇氣と情熱であり、この精神的アラストは反對に、われわれはなお物心兩面にわたつて、その發展法則をさまざまに幾多の課題を遂げてこつたに到つてゐるのであります。

今や日米兩國は平和條約を轉機として國際的には愈々不可分の關係にあり、太平洋に占める日本國の位置は容易ならざるものが感じられます。このときにあたりわれわれ奄美群島をよく日本國並にアメリカ合衆國が、共通の責任において護持しなければならぬのは人類の平和と福祉の原則であり、われわれ奄美群島の日本復歸に伴う諸般の取決めにそれが強く要望される所以であります。

幸にしてダレス聲明以來日米兩國の奄美群島に関する交渉は、速度をもつて進んでおり特に日本政府よび鹿児島縣警備局が群島受入れの具体的措置について格段の配慮をもつて、その最終妥結に國論を著々執行しておられることは、われわれ奄美群島住民の風銘に堪へないところであります。

われわれは日米兩國政府が必ずや和解と信頼を實踐するに足る正式取決めあるべきを確信するものであります。ところが、奄美群島受入れについて、日本政府および鹿児島縣警備局に對して、特に左の諸点を御留意願ひ、その実現方に万全を期せられるよう、ここに謹んで要望申し上げる次第であります。

基本的問題

1. 奄美群島の日本復歸に関する外交取決めに早急に實現するよう御配慮願ひたい。
2. 右取決めに際しては特に左の諸点を明確にしてもらひたい。
1. 返還地域は鹿児島縣大島郡全地域とする。
2. 右に關する日米交換文書の効力が即時發効するよう取決めること。
3. 交換文書には米國が奄美群島に對して保有している立法、司法、行政の三權を完全に放棄し、交換文書の締結以後は、いかなる事情が発生するとも米國は右締結を永久に放棄することなきよう明文化すること。

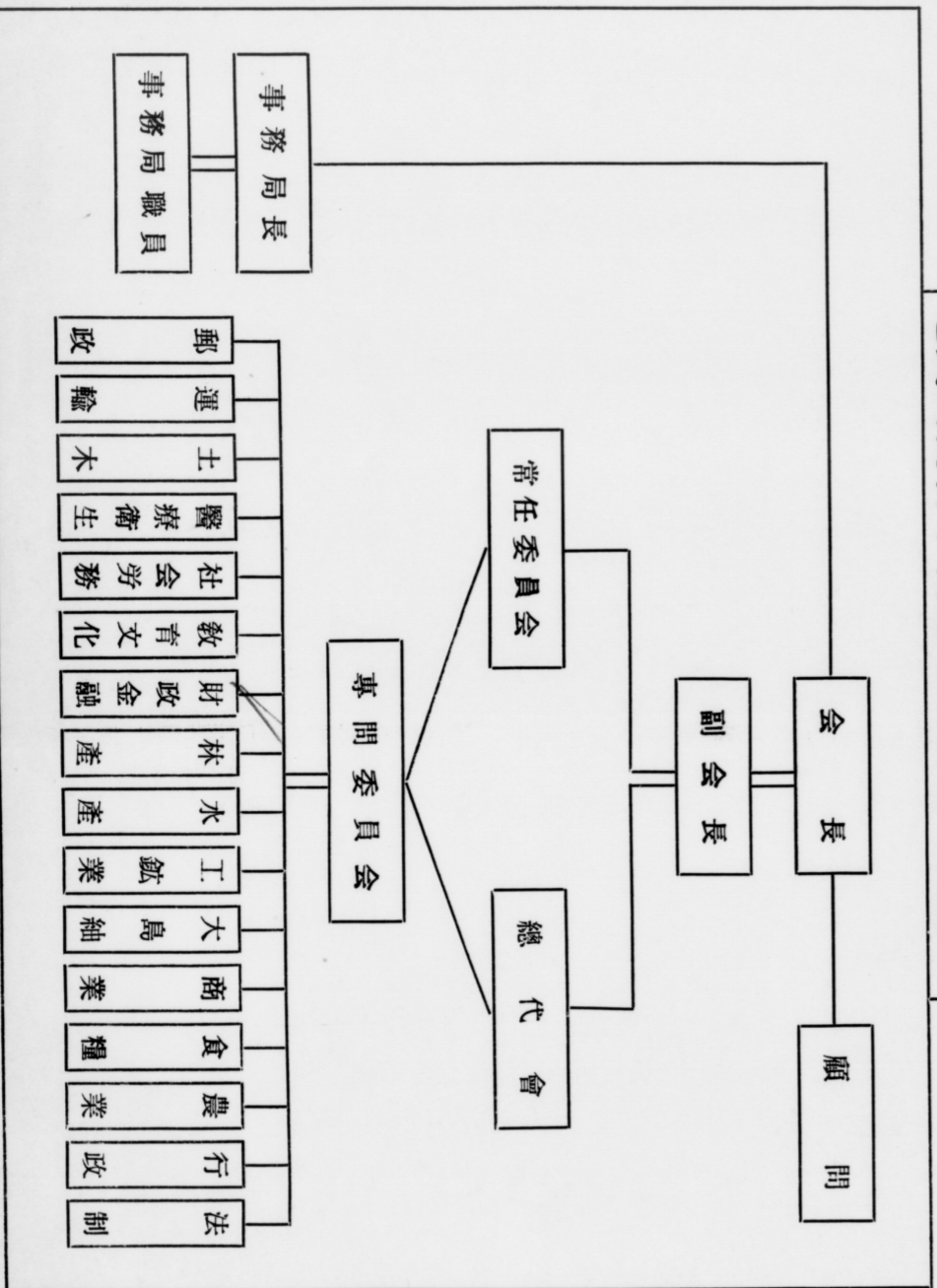
0155

以上奄美群島の日本復帰に伴うわれわれの要望を基本的なものとして緊急事項に大別して極めて相略に、連々
 させてもらいましたが、われわれは従前に祖國日本政府並に鹿耳島縣に對して安易の途を頼るものではあ
 りません。祖國日本の獨立と自由の尊嚴のためには復元する固有領土に對して、過去の國際的特殊管理に
 1つて生じた諸般の事情を十分考慮し、これを適切に措置することが奄美群島復帰の歴史的文意義を生か
 す途であるということを確信するからであります。これを成しとげることは、われわれ奄美群島をふくむ
 日本國の榮譽であり、同時にこれに對して正しき理解と協調をもつことは、アメリカ合衆國の榮譽であり
 ました世界の榮譽であつて、われわれ奄美群島住民は日本國並にアメリカ合衆國をふくむ世界と共に、こ
 れを今後に保有し、これが安結に努力することの慶びに今感謝の言葉に對するのであります。

- ニ、海岸無線局を緊急設置していただきたい。
 - ホ、名瀬港を開港場とし群島内海上路線を緊急整備強化すること。
 - ヘ、測候所の施設を緊急改装強化すること。
 - ト、空路港を大島本島及び離島(徳之島)に開設してもらいたい。
 - チ、群島と本土間航路に國營航路を開設すること。
 - リ、陸上交通の保護とその強化をはかつてもらいたい。
 - ス、燃料及び給水施設に對する緊急措置を講ずること。
 - ハ、電氣施設の補修擴充に必要な緊急措置を講ずること。
8. 食糧対策
 切替期に於ける食糧補給の万全を期せられたい。
9. 災害援助対策
 旱魃並に風潮災害に對する緊急援助対策を講じてもらいたい

0157

奄美大島日本復帰対策委員会機構図



0158

RA'-0625

0072

奄美地方廳

奄美群島緊急経済
振興特別計画
豫算計画書

一九五二年二月

0159

部島経済の現状からして本計画の基本構想を食糧の増産と輸出生産の振興を中心として之に関連する施策の拡充強化によつて群島全済振興の中心目標として之れが達成の端に必要を地方の維持増進輸出換金作物の増進計画、食糧作物の單位収量増加計画並に之等に附随する諸施設の強化等を訂じた。

- ※一 堆肥増産奨励費 一七四〇〇〇圓
- ※二 堆肥増産留查費 一五六一〇〇圓
- 地方の維持増進と單位収量増加の爲不可欠の要素である自給肥料の増産を以てため全郷生産奨励費として補助
- ※三 原種圃設置補助費 六二七〇一三圓
- 品種の退化防止と優良品種の普及を図るために水稻原種圃、表原種圃、蔗原種圃、蔗原種圃等の育成のため計上
- ※四 茶園設置補助費 四三五〇〇〇圓
- 島内需給と輸入抑制を計る四のものとして毎年十町歩宛増進する計画のものに該邊に二分一の補助をなす
- ※五 土器奨励補助費 三二五〇〇〇圓
- 現在裁培面積と町歩であるが此が増産を図り島内需給の自給と更に自給優良製紙原料として日本に於ける需要が多いので之が助成策として設置を
- ※六 干り不奨励補助費 一八四五〇〇圓

地理：振興上栽培条件に恵まれてゐるので干り又は農産原料として南方産産を失つた日本の需要量の増加と共に輸出生産の振興策として一〇〇%補助とした

※七 干り不奨励補助費 九〇〇〇〇圓

へ干り加工品は國際的に其の需要が認められて居り本郡島は栽培条件に恵ま

Handwritten notes and calculations in the left margin, including percentages like 34.8%, 65%, and 397.02%

種
2505 下作島由那

0161

に地位にあるので之が増産を図り輸出貿易進展策として全額補助として計上

※ 八、蔬菜増産奨励費 一三二六六〇〇圓
トマト輸出解禁に伴ひ栽培条件に恵まれた本郡島の輸出産業復興の一助として之が増産を図ると共に集荷並に輸出入進展のため蔬菜集荷場の設置と優良種子購入に全額補助とする

※ 九、果樹増産奨励費 八二六、六七七圓
李、枇杷、橙、マンゴ、アップル、バナ、等本郡島の土壌気候条件に適合した果樹の増産を図り島内需給と輸出産業進展のため種苗のために五〇%—一〇%の補助として計上

※ 十、養蚕対策費 四八六、〇〇〇圓
主食である甘藷増産上産者の多い十一ヶ町村に対し防霜柵架補助として播種者に対し三〇%の補助を与す

※ 十一、共同製糖増設費 二六五四、〇〇〇圓
郡島製糖施設が不完全な上圧搾機は旧式の牛車が四一〇台余もあるため搾汁歩留において動力圧搾機に比し遂に不利な條件であり此がコスト高の大きな原因となっている現状に鑑み製糖増産の効率化とコスト引下の為三五%増一五%増工場、小型製糖場設置に対し夫々三五%、三〇%、二五%の補助を与し産糖の増産化とコスト引下による輸出産業振興を計る

※ 十二、共同製糖場建設改善費 四五〇、〇〇〇圓
産糖の製糖場設備には運物の腐朽圧搾機能の低下等のために産糖能率コスト高の原因となつてゐるかに鑑み之等腐朽工場九〇工場を毎年三〇工場を改善する様を等々二五%補助として計上

※ 十三、製茶工場設置助成費 一三〇、〇〇〇圓
全国面積が多い名産、宇治、石見屋、知名に対し製茶工場設置補助として三〇%の補助を成す

※ 十四、製茶工場建築助成費 五二六、〇〇〇圓
七島産の主産地である宇治、石見屋、宇治の四ヶ町村に対し工場設置

0162

RA'-0625

4700

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0625

5202

0163

並に製造機購入等として五〇%助成となす

※十五、へネツ集荷養鶏費 三六〇,〇〇〇圓

※十六、農業倉庫設置補助費 三三〇,〇〇〇圓

※十七、トウト其他蔬菜集荷場助成費 六〇〇,〇〇〇圓

十五、十六、十七、項共は農産品の集荷、保管、設備としてへネツ集荷場合
集荷倉庫三分二トウト蔬菜集荷場合全額を失々補助する

※十八、病虫害対策費 一三三,〇〇〇圓

農産物生産増産の一助として駆除器械を整備するため全額補助をなす

蚕糸業費 四八七五,〇〇〇圓

本郡島の蚕糸業は戦前に於て國際の産業助成と振興計里事業遂行等によつて
乾繭量六三三三〇莫(昭四)の生産を以て内需及輸移出品として郡島経済に
寄與してゐるのであるが今次戦争に伴ひ食糧自給政策に伴ひ桑園面積の減尺
と戦争災による設備の荒廃によつて表徴し戦後又食糧自給政策上之が復興を
見ず現在に到つてゐる 然しながら蚕糸業の復興は郡島基本産業である大島
細原料糸の補給源となり、日本内地より原料糸を購入してゐる現在蚕糸業の
復興は急を要するものと考へ計上した

※一、乾繭増設置費 一五〇,〇〇〇圓

戦災によつて消失した乾繭場を毎年次ニ「研究新設して基本設の整備を全額
補助として計上

※二、共同蚕室設置費 二七〇,〇〇〇圓

毎年次ニ「研究新設蚕室復旧の基礎とするため全額補助として計上
※三、蚕種冷蔵庫設置費 一一〇,〇〇〇圓
冷蔵並に配布に必要欠くことの出来ぬ冷蔵庫を第一年次に新設する全
改良補助費 四六五,〇〇〇圓

戦災によつて蚕具類の大部が焼失してゐるため養蚕農家の調製並に購入に
以て年次毎に三分一補助をなす

土地改良事業業費 三〇五三八,〇〇〇圓

本郡島耕作地の多くは氾濫排水、耕地整理農道等の施設が少く更に既設の
のも戦争による荒廃と終戦後の工事中止等によつて破壊してゐるため産業復
興上障害多くこれら復旧増設して基本産業復興に資せんが爲全額補助として

計上した

一、氾濫施設費 四二六,〇〇〇圓

郡島四要産地耕作地八三〇町歩に氾濫改善を争なして以て受益米生産三

二〇〇戸増産を目標として計上

二、排水施設費 一一八,五五〇,〇〇〇圓

要排水改善耕作地一九三一所歩に改善を争なして受益米生産年間三八六

石増産を目標として計上

三、凶水路施設費 二七九〇,〇〇〇圓

要凶水路施設耕作地三一五町歩の工事なして受益米生産高一三六,〇〇石の生

産増加を目標とす

四、農道施設費 五五六五〇,〇〇〇圓

郡島内耕地の改善必要を二七二五町歩の耕地に農道の改善施設をして作

業産率の増加と共に伴ひ産業復興に資するため計上

五、開墾事業費 三六,五〇〇,〇〇〇圓

未耕地開拓によつて南田三七七町歩(二里)による米増産四五二四石を目標

に計上

六、區劃整理事業費 四九三九〇,〇〇〇圓

耕地整理に必要を「一六四三町歩の耕地整理によつて耕作運搬の利便によ

つて四九三九石の米増産を目標として計上した

0164

本郡島水産業は戦前に於ては大鱈、鯉節と共に三大移出産業として親島産
品上大きな比重を占めて来たのであるが終戦後の主要産業の興隆は親島経済
の発展を左右する地位にあるものと考へらるる

水産業費

一四四、五〇〇圓

確保を図るため計上

粗飼料確保確保のため牧野に於ける障害物の除去肥料木植裁算牧野経営
に要する至費、採草地、牧草種子配布至費等を五分一補助として粗飼料

五、飼料対策費

一〇〇、〇〇〇圓

補助として計上

又白給飼料生産工極めて不利であるため、此が改善施設のため五分一

本郡島の畜舎及堆肥舎は構造極めて不充份であるため汎産疾病の発生多

四、畜舎及堆肥舎施設補助費

三二、八二〇圓

の順調なる進展を期するため補助予算として計上

家畜生産地の原種とちり得る母畜を指定して郡外への流産を阻止し改良

三、種牝牛保留奨励費

二八、〇〇〇圓

活改善の一助にらしめんとして二分一補助予算として計上した

本郡島には現在乳牛は極めて少く乳用児並に住民營養補給源として食生

二、乳牛購入補助費

五、三五〇〇圓

家畜増産改良をなすために計上

親島は家畜改良増産の源泉となるため内地より能率の高い種畜を導入

一、種畜設置費

一〇、六五五〇圓

併行住民の各白飼補給源をなすため補助予算として計上することにした

更に増産の増産を期し輸出換金産業としての振興を図ると共に食糧増産計画と

畜産業費

五〇、四六七〇〇圓

尚移出産業のみならず住民食生活上終戦後年間（一九四九―一五）平均三五
〇〇〇圓の鮮魚が各白飼補給源として供され居り郡島経済振興上食糧自給
上更に其の需要は増加されると共に生産振興の急務を要するものと考へら
るので鯉節其の他海産物による輸産産業の拡大と食糧自給産業の復興を併せ
之が復興等として計上した

一、船運費

四八、〇〇〇圓

本郡島の漁船網成は沿岸漁業を主として居るため小型漁船五隻をなし

て小規模漁船による漁獲高振興の爲計上した（全額補助）

二、製氷冷蔵施設費

四〇、〇〇〇圓

鮮魚の腐敗防止と冷蔵設備による市場価格の維持と併せて畜産農作物の冷

凍設備利用等を考慮補助費として計上（二分一補助）

三、鯉節共同加工場設置費

一〇、〇〇〇圓

重要輸出産業である鯉節生産増進のため共同加工場を設置コラットの引下

と品質の向上を図るため補助費として計上（二分一補助）

四、沿岸漁業振興奨励費

四三、五〇〇圓

親島 沿岸漁業を主体として居るため以が復興等として

(1) 魚礁設置補助

一五、〇〇〇圓 (二分一補助)

(2) 鰻溝設置補助

二四、〇〇〇圓 (二分一補助)

(3) 漁船建造補助

二四、〇〇〇圓 (三分一補助)

(4) 漁船ラジオ設置補助

一六、五〇〇圓 (二分一補助)

を計上した

五、水産技術者招聘費

二〇、〇〇〇圓

本郡島水産業は戦前による水産設備の破壊と漁撈其の他水産技術の水準

が低下して居るため水産業の動作的振興を計るために計上した

林業費

一三、一五三、一五四圓

本郡島の林野面積は推定二万七千町歩(国有、公有、私有)と推定せらる。前に於ては縣の植樹獎勵大島郡産業助成計画費によつて助成さるる今回養蚕材として生産される杉材の多量は其の賜である

然るに今次の戦争によつて森林の乱伐と造林行政の空白は種々の均衡を甚しく失ひ、此が為農水産業の復興にも多くの障害を及ぼしてゐるので、林業施策として官公私有造林と並し農水産業の復興に資すると共に林産資源復興と図ると共に更に林道開設による奥地林分の開発を促し輸出産業の振興を主としために訂上

一、公有林造成補助費 一三、一五〇、〇〇圓
公有林造成によつて市町村基本財産の培養を期し併せて前記目標達成の端四分三と市町村に補助する

三、官行造林費 八〇五、〇〇〇圓
基本財産の培養と前記目標達成の端

四、林道開設費 六七、二〇〇、〇〇圓
奥地林分六四〇町歩を開發する為林道を設置し町村二四、九八四町歩の木炭三四、九八四町歩の炭の増産を目標として訂上した

五、防風林造成補助費 五、三六三、〇〇圓
風害による郡島産物の被害は甚大であるので之が防止による生産増進を因るために造林促進に二分一補助を與へ養成を存す

六、苗畑設置費 三八、四二四、〇〇圓
要造林地三六九町歩に對する苗木養成の端
七、苗畑設置補助費 九、九四、六一四圓
町村又は個人の苗木養成に對し四分三補助を存す

大島紬

戦前大島紬の郡島経済界に占めた地位は戦前全輸支額の六三%で輸支産業の首位を占めてゐたのであるが戦後に於ても日本経済界の安定に從ひ、此が需要は逐年増加しつゝある傾向にあるので現在の生産量(年間平均三万原)を三ヶ年計画によつて第一、二年次一、二萬原、第三、四年次一、五萬原の生産計画(戦前水準の五〇%)を樹て之が復興をはかると共に終戦後織機植物として需要と世界市場に認められてゐるサイザルロープは本郡島致るところに自生してゐるために栽培増加と工業化を因り海運として需要とあり、本内地向輸出と輸支産業振興に資せんがため訂上した

織物改良費

一、織物改良費 一、三八六、一四八圓

(1) 織物工場設置補助

一、五五一、三〇〇圓

大島紬の原料糸は日本内地から製品として輸入してゐるのであるが之は規格品質等長質の細生産には不適當であり、尚原料糸を郡島内設備によつて織糸加工することによつて細質の向上となり、織糸加工による加工費が年々同約三〇%高圓(九萬原分)が郡島経済に下附さるることによつて全額補助によつて助成することにした

(2)

共同染色工場設置補助 五、八三二、一六八圓

大島紬の生命が特殊染色と染色技術にあるために之が維持のためには現在が良園工場では困難であるため全額補助として訂上
(3) 共同織物工場設置補助 二、〇一七、五〇圓

八、木炭倉庫建設費補助

四、五〇、〇〇〇圓

奥地林分開発による増産木炭と近接地生産木炭の保管用として木炭生産に經合に對し補助する

又、保安林設置費

二、四三九、〇〇圓

防砂、防潮、水利等を因るために三ヶ年計画で毎年一五〇町歩を建設する

工業費

一、六六九、七二六圓

現在大島紬織工は専断人眾三〇〇〇人程度であるが第一年次生産目標元萬反の生産には約四千五百人程度不足でありこの中即就業可能者在技術者三〇〇〇人として尚一五〇〇人程度が不足するので共同織物工場を補助設置して技術修得轉落技術者の補充をなす

(4) 織物検査場設置補助 一八五六三〇〇圓
大島紬の品質向上の爲金額補助とした

(5) 子一々木増殖補助 一六〇八九〇〇圓
大島紬染色原料である子一々木は戦前日本政府の補助事業として約二〇萬本植栽してあるのであるが戦後による荒廃が甚しいため大島細生産の増加と共に需要量を補給するためにが撫育並に補助補助勞に金額補助として計上

二 織維工業改良費 二八三五六と四圓
(1) 織維工場設置補助 一九七〇〇〇圓
(2) 製綱工場設置補助 一六七五六と四圓
(3) 増殖栽培補助 二〇〇〇〇〇圓

織維工業は日本市場於ける需要度の増加と原料植物であるサイザルの植栽が荒廃地を利用するため輸炭産業上の重要要素と考慮民間工場並にサイザル栽培組合に金額補助をすることにした

港 灣 事 業 費 七と四八二と四圓

輸出産業の拡大に伴い港灣設備の強化と水産業振興に伴い漁港設備等を考慮各埠、古仁屋港の強化を緊急復興事業として計上した

一 各埠港工事費 四六〇六五三と四圓
別紙訂画説明書の送り突張並に環岸工事費として計上

二 古仁屋港工事費 二八三八二と六〇圓
別紙訂画の説明の通りの工事をする

0169

産業道路工事費 四〇七五八と八五八圓

道路の両者は産業復興にあって密接不可分の関係にあり特に本郡島は地勢上基幹産業と之に伴い輸炭産業の振興のための産業道路の開設は老邁事業と共に不可欠の条件となつてゐるため計上

一 道路新設工事費 三四一〇九五〇五八圓
地域の産業縮成の比重地勢條件等を考慮重点的に別紙訂画説明書の通り計上した

道路改良工事費 六六四九三と一〇〇圓
本郡島の地勢(平坦地が少いこと)と氣象条件(降雨の多いこと)は道路維持に不利な条件にあるのでこれが改良工事費として別紙説明書の通り計上した

0170

奄美群島経済振興緊急特別計画費調書

科	□	総 算 額	政府計上予算額	内			備 考
				初年度	二年度	三年度	
(徴)緊急特別計画費		133,051,638	1,038,952,622	359,156,573	319,730,114	360,065,935	
(項)農 業 費		133,371,564	49,939,334	15,399,536	17,447,674	17,092,124	
畜 産 費		5,340,000	4,875,000	1,765,000	1,555,000	1,555,000	
水産費		26,110,000	14,405,000	5,655,000	5,825,000	2,925,000	
畜産費		190,845,000	50,467,000	19,413,000	16,177,500	14,876,500	
土地改良費		305,380,000	305,380,000	107,477,500	92,354,500	105,548,000	
林 業 費		124,547,892	112,153,154	35,087,818	38,105,168	38,960,168	
工 業 費		16,697,162	16,697,162	8,208,392	5,334,196	3,154,574	
港湾事業費		110,640,162	77,448,114	32,256,684	22,597,065	22,594,365	
産業道路工事費		407,587,858	407,587,858	133,893,643	120,334,011	153,360,204	

0171

農 業 費

科	□	総 算 額	政府計上予算額	内			備 考
				一 年 次	二 年 次	三 年 次	
(原)農 業 費		138,371,564	49,939,334	15,399,563	17,447,674	17,092,124	
(目)堆肥生産奨励費		174,000-	174,000-	58,000-	58,000-	58,000-	100%補助
畜産費		115,620-	115,620-	38,540-	38,540-	38,540-	
原産圃設置補助費		6717012-	6717012-	2,239,004-	2,239,004-	2,239,004-	
茶園設置補助費		14,500,000-	4,350,000-	1,450,000-	1,450,000-	1,450,000-	1/3
七島産奨励補助費		630,000-	315,000-	105,000-	105,000-	105,000-	50%
デリ又奨励補助費		1,845,000-	1,845,000-	615,000-	615,000-	615,000-	100%
へチ又奨励補助費		90,000-	90,000-	30,000-	30,000-	30,000-	
蔬菜増産奨励費		1,326,600-	1,326,600-	442,200-	442,200-	442,200-	
果樹増産奨励費		1,303,107-	326,677-	225,117-	271,555-	321,905-	育苗補助50%外は100%補助
稻倉対策費		1,620,000-	486,000-	162,000-	162,000-	162,000-	1/3
共同製糖場施設費		93,360,000-	26,540,000-	6,707,000-	9,960,000-	9,880,000-	一次25% 2.15% 10.11型35%
共同製糖場施設費		18,000,900-	4,500,600-	1,500,000-	1,500,000-	1,500,000-	2.3年次は15%小型
製茶工場試運転費		4,000,000-	1,200,000-	400,000-	400,000-	400,000-	30%
製茶工場建設補助費		1,152,000-	576,000-	192,000-	192,000-	192,000-	50%
へチ又農荷運賃費		565,425-	565,425-	188,475-	188,475-	188,475-	100%

0172

農業費

科	目	總預算額	政府計上予算額	内			備
				一年次	二年次	三年次	
(目) 農業倉庫設置補助費 上採集新場助成費 病虫害対策費		4,950,000-	3,300,000-	1,650,000-	990,000-	660,000-	100%
		600,000-	600,000-	600,000-	-	-	100%
		132,000-	132,000-	44,000-	44,000-	44,000-	100%

01173

養蚕業費

科	目	總預算額	政府計上予算額	内			備
				一年次	二年次	三年次	
(項) 養蚕業費		5,340,000-	4,875,000-	1,765,000-	1,555,000-	1,555,000-	100%助成
	(目) 乾繭場設置費	1,500,000-	1,500,000-	500,000-	500,000-	500,000-	
	共同蚕室設置費	2,700,000-	2,700,000-	900,000-	900,000-	900,000-	
	蚕種冷蔵庫設置費	210,000-	210,000-	210,000-	-	-	
	蚕具改良補助	930,000-	465,000-	155,000-	155,000-	155,000-	50%

01174

RA'-0625

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0080

二世改良費

款	項	目	總豫算額	政府計上予算額	内			摘要
					初年度	二年度	三年度	
(頂)	土地改良費		305,380,000	305,380,000	107,477,500	92,354,500	105,548,000	全額補助
(但)	灌漑施設費		42,600,000	42,600,000	15,412,500	12,687,500	14,500,000	"
	排水施設費		118,550,000	118,550,000	37,062,500	38,027,500	43,460,000	"
	田水路施設費		2,790,000	2,790,000	2,055,000	343,000	392,000	"
	農道施設費		55,650,000	55,650,000	30,000,000	11,970,000	13,680,000	"
	圍墾事業費		36,500,000	36,500,000	10,625,000	12,075,000	13,800,000	"
	區劃整理事業費		49,290,000	49,290,000	12,322,500	17,251,500	19,716,000	"

0175

畜産業費

科	目	總豫算額	政府計上予算額	内			摘要
				一年度	二年度	三年度	
(頂)	畜産業費	19,084,500	50,467,000	19,413,000	16,177,500	14,876,500	
(但)	種畜設置費	10,155,000	10,655,000	6,075,000	2,940,000	1,640,000	多補助
	乳牛購入補助	10,500,000	5,250,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000	多補助
	種乳牛保留獎勵	780,000	780,000	260,000	260,000	260,000	多補助
	畜舎及産肥舍施設補助	163,910,000	32,782,000	10,928,000	10,927,500	10,926,500	多補助
	飼料対策費	5,000,000	1,000,000	400,000	300,000	300,000	多補助

0176

水産業費

科	目	総予算額	政府計上予算額	内			摘要
				一年次	二年次	三年次	
(甲)	水産費	26,110,000.00	14,405,000.00	5,655,000-	5,825,000	2,925,000-	
(甲)	船塢築設費	4,800,000.00	4,800,000.00	1,600,000.00	1,600,000.00	1,600,000-	全額補助 市町村
(甲)	製氷冷凍施設費	8,000,000.00	4,000,000.00	1,500,000.00	2,500,000.00		1/2 補助 水産団体 1/2 補助 水産団体
(甲)	鯉苗共利加工場設置費補助	2,000,000.00	1,000,000.00	600,000.00	400,000.00		
(甲)	沿岸漁業振興費	11,010,000.00	4,305,000.00	1,855,000.00	1,225,000.00	12,250.00-	漁獲設置補助費 1/2 補助 1,500,000.00 1/2 補助 漁業協同組合 鯉苗設置補助費 240,000.00 1/2 補助 漁船製造費補助費 2,400,000.00 1/3 補助 漁船子午線設置補助費 165,000.00 1/2 補助
(甲)	水産技術者招聘費	300,000.00	300,000.00	100,000.00	100,000.00	200,000.00	政府直営

0177

林業費

科	目	総予算額	政府計上予算額	内			摘要
				初年度	二年次	三年次	
(甲)	林業費	129,547,892	112,133,154	35,087,818	38,105,168	28,960,168	
(甲)	公有林造成補助費	17,500,000	13,125,000	3,375,000	4,687,500	5,062,500	3/4 補助 (国材)
	官行造林費	8,050,000	8,050,000	2,070,000	2,875,000	3,105,000	
	私有林造林補助費	17,500,000	8,750,000	2,250,000	3,125,000	3,375,000	1/2 補助 (個人)
	林道向設費	67,200,000	67,200,000	22,400,000	22,400,000	22,400,000	1/2 補助
	防風林造成費補助	1,052,400	526,200	145,500	190,350	190,350	
	植樹設置費	3,847,440	3,847,440	1,282,480	1,282,480	1,282,480	3/4 補助 (国材又は個人)
	苗圃設置補助費	13,254,152	9,940,614	3,313,538	3,313,538	3,313,538	1/2
	木炭倉庫建設補助	900,000	450,000	150,000	150,000	150,000	
	保安林設置費	243,900	243,900	81,300	81,300	81,300	

0178

工業費

科	目	預算額	政府訂正予算額	内			摘要
				第一次	第二次	第三次	
(甲)	工業費	16,649,162	16,649,162	8,208,392	5,334,196	3,154,594	100%補助 機糸工場 ￥ 1,551,200 共同糸工場 ￥ 5827,168 共同織物工場 ￥ 2,017,920 織物検査場 ￥ 1,856,300 予一予木 ￥ 1,608,900
(乙)	織物検査場	12,861,488	12,861,488	7,198,392	4,574,196	1,088,900	100%補助 織物検査場 ￥ 1,990,000 製網工場 ￥ 1,675,674 増産栽培補助券(龍古蘭) ￥ 200,000
(丙)	織物検査場	3,835,674	3,835,674	1,010,000	760,000	2,065,674	

0179

港灣事業費

科	目	総予算額	政府訂正予算額	内			摘要
				第一次	第二次	第三次	
(甲)	港灣事業費	110,640,162	111,448,114	32,256,684	22,597,065	22,594,365	総預算額中地元負担 21,028,000,000
(乙)	名瀬港工事費	70,093,362	49,065,354	22,796,664	13,134,345	13,134,345	名瀬港工事費 70,093,362 資材費 25,034,282 人件費 15,279,080 輸送費 29,280,000 備品 300,000 其他 200,000
(丙)	古仁屋港工事費	40,546,800	28,382,760	9,460,020	9,462,720	9,460,020	古仁屋港工事費 40,546,800 資材費 11,622,000 人件費 28,924,800 総予算額中 地元負担 12,164,040

0180

国庫負担による教育復興計画表

科 目	金 額	摘 要
教育復興費	5,134,913,980	
永久施設補助	4,069,044,255	
校舎建築費	3,700,245,340	
備品費(施設)	210,916,000	
産業教育復興費	157,882,915	
経常費補助	1,065,869,725	
共済組合	26,331,200	
社会教育	90,960,000	社会教育
児童給食	35,149,825	25A 児童給食
教員養成	3,000,000	
指導圖書	4,336,200	
教具教材	164,750,000	
現職教育	1,033,500	
認定講習	21,192,000	
教科書	47,117,000	
教職員人件費	672,000,000	

0.4
 10
 10
 10

0182

産業道路工事費

科 目	總予算額	政府訂正予算額	内 容			摘 要
			一 年 次	二 年 次	三 年 次	
(原) 産業道路工事費	407,587,858	407,587,858	153,893,643	120,354,011	153,360,204	
(四) 道路新設工事費	341,095,058	341,095,058	103,261,643	103,222,011	134,611,404	
(四) 道路改良工事費	66,493,100	66,493,100.00	30,632,300.00	17,112,000	18,748,800	

0181

RA'-0625



15/21

奄美群島内流通貨推定

1941年4月第1回交換当時 20,000,000円

1948年2月第2回 " 150,000,000円

1951年12月財政当局指定 153,964,639円

1952年12月 " 107,831,721円

(1) 1946年以後上記の通り交換推定の数字が出ていたところから、1951年以降の推定は、推定資料選擇の相違、金融機関を通過した通貨の流通(群島外へ)等の関係で誤差があることは見られる。

(2) 1952年3月末推定

2153,964,639

2274,223,541

290,000,000 +

(A) 2518,188,488

2217,925,511

2164,407,468 -

(B) 2352,334,979

(A) - (B) = 2135,853,509 (通貨推定)

(註) 1. 他人に対する現金貸付、持込等、推定出来高から除外

2. 金融関係現金勘定は

復金の貸出残 2115,646,979 (1952.5月現在)

一般金融貸付残 2112,312,268 (1952.5月現在)

予金 残 2164,407,468 (")

算り金額が毎月同程度金額を維持して113現状から貸出状況等を考慮の結果、16,414,681と見られる。

0184

考

- () 内は復帰後向う3年間の自然増及び復帰に伴う沖縄からの属省による増の見込数である。(別記)
- 所要坪数の算定は文部省の指定する應急最低基準面積(即ち児童生徒1人1坪)を基準として小学校、中学校、高校、1,21年とし、区内運動場は小学校0.17年、中学校0.22年、高校0.33年として算定して合計を計上した。
- 本表中本建築とあるのは現存する建築物の中鉄筋又はコンクリート建築のみをいう。
- 不足坪数の補填中道校舎とあるのは木造平家建にして近き将来改築を必要とするもの、假令屋及純不足数とあるのは仮設小屋又はパツパツの建物の危険家屋にして即時新築を必要とするもの及び現存しない純不足数をいう。
- 年次計画は始期を昭和28年11月とし終期を昭和32年3月として計画した。
一次... 昭和28年11月~ 昭和30年3月 (1年5ヶ月) 所要復旧坪の60%完成
二次... 昭和30年4月~ 昭和31年3月 " " " 20% " (但し準校舎の改築も同時に計画した。)
三次... 昭和31年4月~ 昭和32年3月 " " " 20% " (但し準校舎の改築も同時に計画した。)
- 建築費の見積りは新築の場合は坪当り162,000円、日本円(鉄筋建築)とし、改築の場合は坪当り62,000円(日本円)として見積計上した。

0183

学校種別	児童生徒数	所要坪数	本建築	不足坪数	坪単価	年次計画			建築費
						第一次(24年度)	第二次(25年度)	第三次(26年度)	
小学校	(5200)人 29,140	(5568坪)坪 27,974坪	845坪	300坪	1943,844円	20%	647,948円	6,199,428円	
中学校	15,120人	14,968坪	427坪	125坪	2,849,260円	20%	2,883,260円	3,008,260円	
高等学校	(5200)人 4,807人	(5568坪)坪 50,986坪	-	305坪	4,642,992円	20%	1,532,664円	2,009,260円	
計			1,272.5坪	730坪	32,731,212円	20%	10,910,408円	11,600,408円	

3ヶ年計画表

(1952年3月末現在)

1947年03月31日付
カリオ了物資補給額及未納額種目調書

種目別	補給額	納付額	Credit	未納額	補給率	備考
食糧	713,785.10	644,218.24	61,986.65	37,056.20	78.25%	商業貸金に納付済。未納額は、本社へ送付済み。202,845.69 55,705.10
衣料日用品	39,153.82	34,206.29	4,377.22	0	87.3%	加貸金に納付済。
燃料	583,629.51	524,445.11	0	226,621.02	6.41%	琉球水運への未納金。琉球軍需物資調達課に送付済み。
医薬品	22,444,097.20	22,444,097.20	5,142.33	0	100%	
水産物	62,199,970.20	2,116,324.10	0	2,559,665.12	3.4%	
肥料農具	22,525,682.90	15,124,299.06	5,437.50	11,375,558.82	2.96%	
學用品	1,114,191.94	1,154,408.42	452,213.70	0	0.18%	
工業資材	1,638,664.40	238,257.07	798,419.72	6,015,909.00	0.18%	琉球軍需物資調達課へ送付済み。
船舶原料	14,288,828.14	2,628,872.21	0	6,711,949.44	1.11%	
其他	1,506,599.01	716,649.96	282,911.81	102,234	0.16%	
Total	912,111,108.49	497,772,744.48	23,703,224.44	91,256,224.44	100%	

(一) 1946年〜1953年(8月31日)の各カリオ了資金及び貸付金の種目別物資調書(912,111,108.49円)を
1947年〜1953年(7月31日現在)の各年補給率に依り算出された物資調書(497,772,744.48円)を中現物支給と
し、カリオ了資材が補給されなかったのは、(一)補給率算出の際に、物資調書に
(二)上記未納金(23,703,224.44円)が(カリオ了物資)による食糧代金及び商業貸金による未納金(23,703,224.44円)を
(三)上記は科目別に表示せしむ等従別付下記通りである。

カリオ了物資資金繰り調書表

業種別	受領額	納付額	Credit	未納額	業種別	受領額	納付額	Credit	未納額
食糧	69,984,635.25	62,297,922.46	61,986,651.24	0	望井貿易火災	6,666.00	5,616.00	0	0
衣料	39,240,377.46	25,416,304.44	4,234,022.44	0	大島産業商會	22,756.54	20,786.54	0	0
燃料	1,506,599.01	1,298,924.20	0	0	南西海洋工業	22,054.00	0	0	0
医薬品	22,444,097.20	22,444,097.20	445,324.10	0	大島船組	14,288,828.14	2,628,872.21	0	6,711,949.44
水産物	62,199,970.20	2,116,324.10	0	0	大島指南所	2,508,826.32	0	0	6,711,949.44
肥料農具	22,525,682.90	15,124,299.06	5,437.50	0	琉球軍需物資調書	22,756.54	0	0	0
學用品	1,114,191.94	1,154,408.42	452,213.70	0	大島産業商會	41,966.00	41,966.00	0	0
工業資材	1,638,664.40	238,257.07	798,419.72	6,015,909.00	大島産業商會	22,756.54	22,756.54	0	0
船舶原料	14,288,828.14	2,628,872.21	0	6,711,949.44	大島産業商會	40,008.58	39,302.58	0	726,000.00
其他	1,506,599.01	716,649.96	282,911.81	102,234	大島産業商會	6,259,970.20	3,663,245.12	0	2,596,654.00
Total	912,111,108.49	497,772,744.48	23,703,224.44	91,256,224.44	工業協同會	502,308,483.20	466,221,209.54	0	37,086,273.60

昭和26年度歳入清及滞納額明細書(株) 昭和26年7月31日現在

税目	納税者数	納定額	徴収済額	徴収未済額	率	備考
勤勞所得税	197	11,490,568.60	11,490,568.60	0	100	
申告所得税	12,397	30,493,224.70	28,281,927.37	2,211,297.33	91	
營業税	2631	1,160,011.60	1,008,100.85	151,910.75	87	
法人税	49	1,602,058.00	1,440,569.00	161,489.00	89.9	
酒税	38	7,248,562.10	7,657,023.10	191,529.00	98	
娯樂興業税	50	2,500,614.40	2,214,402.70	286,211.70	80	
相續税	1129	4,234,910	2,042,229.00	2,192,681.00	49	
地租	24871	2,345,991.85	1,878,221.60	467,770.25	80	
家屋税	11701	6,332,210.50	5,034,238.00	1,297,972.50	79	
雑種税		8,209,000.00	2,476,995.00	5,732,005.00	40	
砂糖消費税		14,813,047.40	13,559,642.90	1,253,394.50	91	
遊興飲食税	299	9,514,890	4,189,480	5,325,410	44	
特別行爲税	299	3,352,227.00	3,029,625.10	322,601.90	90	
喫煙税	10285	207,170.00	11,115.00	196,055.00	5.3	
織物消費税	8	226,102.00	226,102.00	0	100	
計		77,642,782.60	71,820,278.60	5,822,504.00	90.4	

0186

大島税務署

昭和27年度歳入清及滞納額明細書 昭和27年7月31日現在

税目	納税者数	納定額	徴収済額	滞納税額	率	備考
申告所得税	2,648	10,404,540.00	8,990,723.00	1,413,791.00	86.4	
勤勞所得税	197	5,923,378.20	5,923,378.20	0	100	
配当利子税		236,487.90	236,487.90	0	100	
法人税	68	8,490,217.00	5,648,034.00	2,842,183.00	66.5	
法人營業税	44	2,531,880	1,890,270	641,610	74.2	
自動車税	202	30,230,600	16,301,600	13,929,000	53.9	
酒税	35	9,606,525.30	8,853,302.30	753,223.00	92.1	
娯樂税	24	1,700,644.60	1,656,484.70	44,159.90	97.4	
遊興飲食税	368	717,645.00	717,645.00	0	100	
通行税	126	588,889.90	588,889.90	0	100	
嗜好飲料税	18	76,219.20	5,165.60	70,753.60	7.24	
煙草消費税	24	11,393.00	11,393.00	0	100	
酒類消費税	1	5,098.90	5,098.90	0	100	
織物消費税	3	1,215.00	1,215.00	0	100	
砂糖消費税	50	5,630,500	5,630,500	0	100	
特別行爲税		394,904.10	356,172.10	38,732.00	90.1	
計		30,899,791.60	20,198,792.70	10,700,998.90	91	

0187

大島税務署

RA'-0625

0089

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

昭和26年度歳入清及滞納額明細書(繰越金) 昭和26年7月31日現在

税目	納税者数	納税額	徴収済額	徴収未済額	率	備考
勤勞所得税	197	11,490,568.60	11,490,568.60	0	100	
申告所得税	12,897	30,493,224.70	28,281,927.37	2,211,297.33	91	
營業税	3,531	1,150,011.50	1,002,102.25	147,909.25	87	
法人税	49	1,602,058.00	1,440,569.00	161,489.00	89.9	
酒税	38	7,248,562.10	7,157,023.10	91,539.00	98	
娯樂興業税	50	2,500,614.40	2,214,402.70	286,211.70	80	
相續税	1,129	40,349.10	30,422.90	9,926.20	49	
地租	2,487	2,345,991.95	1,878,291.60	467,700.35	80	
家屋税	1,170	632,221.05	502,423.80	129,797.25	79	
雜種税		820,900.00	347,699.50	473,200.50	42	
砂糖消費税		14,213,047.40	13,559,642.90	653,394.50	91	
遊興飲食税	299	95,148.90	41,894.20	53,254.70	44	
特別行爲税	299	3,252,827.50	3,089,625.10	163,202.40	92	
喫煙税	10,225	207,170.00	111,150.00	96,020.00	53	
織物消費税	8	226,107.20	226,107.20	0	100	
計		77,642,722.50	71,820,228.60	5,761,222.90	92.4	

昭和27年度歳入清及滞納額明細書 昭和27年7月31日現在

税目	納税者数	納税額	徴収済額	滞納税額	率	備考
申告所得税	3,648	10,204,514.00	8,990,723.20	1,413,791.00	86.4	
勤勞所得税	197	5,923,378.20	5,923,378.20	0	100	
配当利子税		236,487.90	236,487.90	0	100	
法人税	68	849,021.70	644,803.40	204,218.30	75.8	
法人營業税	44	2,531,320.00	1,220,270.00	1,311,050.00	48.2	
自動車税	202	30,233.50	16,321.60	13,911.90	53.9	
酒税	35	9,606,525.30	8,258,502.30	1,348,023.00	82.1	
娯樂税	24	1,700,444.60	1,156,484.70	543,959.90	67.4	
遊興飲食税	368	717,645.00	717,645.00	0	100	
通行税	126	588,889.90	588,889.90	0	100	
嗜好飲料税	18	76,717.20	64,165.60	12,551.60	72.4	
煙草消費税	24	11,292.00	11,292.00	0	100	
酒類消費税	1	602.90	602.90	0	100	
織物消費税	3	121.50	121.50	0	100	
砂糖消費税	50	56,305.00	56,305.00	0	100	
特別行爲税		394,904.10	346,172.10	48,732.00	90.1	
計		30,899,791.50	24,872,770.70	6,027,020.80	91	

0186

大島税務署

0187

大島税務署

RA'-0625

0090

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和26年、27年酒類納税義務者
徴收税額、滞納税額調

1953. 7. 31. 現在

年次別	納税者数	徴收税額	滞納税額	
昭和26年度	33	2072.076.00	97045.00	造石課税
27年度	36	2606.527.70	830.182.00	27年6月-7月27日造石課税 7月28日-5月迄移付課税

自昭和24年度
至、27年、年次別酒類製造者数、販売状況調

年次別	生産状況	販売状況	備考
24年度	511.012	511.012	造石課税
25年度	1569.130	1569.130	"
26年度	2149.034	2149.034	"
27年度	3060.701	2715.389	27年6月-7月27日造石課税 7月28日-5月迄移付課税

摘要 1. 焼酎、合焼酒、梅酒、合焼
2. 税額由B1

砂糖消費税納税義務者数
徴收税額、滞納税額調表

年次別	納税義務者数	徴收税額	滞納税額	摘要
昭和26年度		2224.885.50	1222.328.50	行出112
昭和27年度		3248.176.50		"

備考 1. 上記表は製糖年次で表記す
2. 27年次分は27年4月1日付の砂糖消費税法改正に伴い
減少す ~~増減~~

0188

大島税務署

別添(八)

奄美大島 日本復帰に伴う

郵政業務現金関係貸借調書 { 昭和28年7月末現在

資産(貸)	種別	金額	備考
貯金	金	24,961,506.17	昭和27年2月1日以前貯金の 引当保証に充当した額
年金	金	10,903,496	5. 高次10年業務保証金全額
保険		2,576,226.11	"
為替		1,126,032.83	"
外国為替		6,401.80	"
貯蓄切替増金		213.00	"
振替貯金		5,827,156.69	"
恩給		67,509.78	"
支出金		19,505.58	"
通信支出金		1,765,536.40	"
証券元利金		27,103.36	"
証券買入金		757,917.19	"
国庫金		157,263.67	"
保険貸付金		147.50	"
年金貸付金		1,000.00	"
資金返送金		159,000.00	昭和28年7月末返送途中の資金 及過剰金
資金残高		622,204.30	昭和28年7月末各台保為資金残高
合計		32,949,418.14	

0189

RA'-0625

0091

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

昭和二十八年九月四日

在沖繩奄美公務員会



殿

陳情書

奄美大島住民が血涙をこぼして歎願しつづけてきた日

本復帰の悲願も八月八日のダレス國務長官の声明によつ

て遂に実現することになり奄美大島に生を享けた私達と

しては正に歓喜の絶頂にあります。

これ偏愛に世界の正義と母国民の同胞愛の賜物と深く

感謝に堪えない次第であります。

つきましては復帰の哀切と共に沖繩に勤務する奄美大

島出身公務員の身分につき左記事情を御賢察の上奄美大

島に在る行政機関又は日本政府機関にそれぞれ奄美大

島において勤務中の公務員と共に受入れ方御配屬下さい

ます。以上別紙転出希望調査書を添えて陳情致します。

記

一、私達は何故沖繩に来たか、

終戦と共に琉球には専政が施され其の本部が沖繩に在

0192

つた為に奄美大島としても沖繩所在の民政機関に代

表者を出しておかれはならない契情にありました。

竊いて昭和二十七年四月一日琉球政府が設立せられ各

群島政府は解消されましたので奄美群島としても自ら

の利益保護の為に多数の人々を中央に送り出す必要に

迫られました。当時沖繩の生活は奄美群島に比べて

非常に苦しい状態にありましたが私達は郷土の為に誠

心誠意働らいて参りました。

二、私達は何故受入れ貰はなければならぬか、

前に述べましたとおり、私達が沖繩に来た理由は地域

的資格をおびていたのであります。復帰に伴ひその性

格は失なはれることになりました。

なぜ奄美大島復帰によつて琉球政府の機帯は必然的

に縮小されることか予想されますので斯る場合奄美大

島出身者が残留することは沖繩其の他の群島出身者の

整理を余儀なく致しますので私達としましては情にお

いて忍び得ないものがあります。

0193

特別貿易協定による陳情

紐約協定の締結が取決むる自體に非ず

就而調査團の一併、収束之際に私共は併成協定

を商會の特殊事情に於て總之を承取に於て

仁展協定の各款に特別貿易協定を設け

陳情甲乙十年

要旨

日本取決みの際、公に論議承取後之を並列

協定に於て、日本國權を損傷し、對沖

津貿易の前途に於て、

理由

大東洋の中心は交通交易は自由である

各々の産業形態も此に適應するものと

は待望し、日本後進が實現するに非ず

貿易取引も、原料も、材料も、

は畜産物、農産物、は故未だ種に

關係を全うするに於て、關係を遮断

大なる打擊を蒙るに非ず、殊に、

内地向として進出する家畜類は

多量であるが、進出が加われば、

含は移水物、自裁り、能死する

對沖津貿易に於て、非利益を

もたらす特別貿易協定による

殊に貿易協定による協定は、

沖津貿易の前途に於て、

0194

昭和二十八年九月十五

池田首相

池田首相

池田首相

大友次郎

大友次郎

大友次郎

伊仙村長

伊仙村長

伊仙村長

天城村長

天城村長

天城村長

知名町長

知名町長

知名町長

和治町長

和治町長

和治町長

岩手村長

岩手村長

岩手村長

殿

△0195